佐賀県告示第 351 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

平成 28 年 7 月 1 日

	佐賀県知事	Щ [コ 祥 義
所在地	土砂災害警戒区域及び土砂災害 特別警戒区域の名称	士砂災害 の発生原 因とな現象 の種類	びに土砂災害特別
嬉野大田	峰川原 1 - 2 (443 -062_2)	急傾線の崩壊を行っている。これでは、大田ののは、大田のは、大田	次の図のとおり

竹ノ下川-1(443	-048_1)	
竹ノ下川-2 (443	-048_2)	

(「次の図」は、省略し、その図面を佐賀県県土整備部河川砂防課及び杵藤土 木事務所に備え置いて縦覧に供する。)